

# 四半期報告書

(第108期第2四半期)

自 平成24年7月1日

至 平成24年9月30日

株式会社 **東和銀行**

群馬県前橋市本町二丁目12番6号

(E03640)

# 目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
第2 事業の状況	3
1. 事業等のリスク	3
2. 経営上の重要な契約等	3
3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	16
1. 株式等の状況	16
(1) 株式の総数等	16
(2) 新株予約権等の状況	26
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	28
(4) ライツプランの内容	28
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	28
(6) 大株主の状況	29
(7) 議決権の状況	30
2. 役員の状況	30
第4 経理の状況	31
1. 中間連結財務諸表	32
(1) 中間連結貸借対照表	32
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	33
中間連結損益計算書	33
中間連結包括利益計算書	34
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	35
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	37
2. その他	58
3. 中間財務諸表	59
(1) 中間貸借対照表	59
(2) 中間損益計算書	60
(3) 中間株主資本等変動計算書	61
4. その他	72
第二部 提出会社の保証会社等の情報	72
・ 中間監査報告書	

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月16日

【四半期会計期間】 第108期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

【会社名】 株式会社東和銀行

【英訳名】 THE TOWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 頭取執行役員兼代表取締役 吉永 國光

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市本町二丁目12番6号

【電話番号】 027（234）1111（代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 橋本 政美

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目10番7号  
株式会社東和銀行東京支店

【電話番号】 03（3542）7111（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼人事部秘書室東京事務所長 宮下 了

【縦覧に供する場所】 株式会社東和銀行東京支店  
（東京都中央区銀座三丁目10番7号）  
株式会社東和銀行大宮支店  
（埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目31番地）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度中間 連結会計期間	平成23年度中間 連結会計期間	平成24年度中間 連結会計期間	平成22年度	平成23年度
		(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	19,963	21,804	22,465	39,999	42,136
連結経常利益又は連結経 常損失(△)	百万円	△1,111	5,836	5,425	2,107	7,377
連結中間純利益	百万円	3,251	4,232	4,139	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	6,453	7,710
連結中間包括利益	百万円	10,098	5,360	5,396	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	10,857	11,504
連結純資産額	百万円	84,069	89,088	100,281	84,848	95,216
連結総資産額	百万円	1,750,843	1,784,944	1,862,354	1,775,249	1,825,030
1株当たり純資産額	円	138.05	154.55	188.17	137.85	172.46
1株当たり中間純利益金 額	円	10.73	13.96	13.68	—	—
1株当たり当期純利益金 額	円	—	—	—	18.71	22.99
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	3.47	5.78	5.16	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	7.12	10.41
自己資本比率	%	4.79	4.98	5.31	4.77	5.20
連結自己資本比率（国内 基準）	%	9.35	9.67	9.92	9.39	9.95
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,037	△11,500	16,179	20,352	3,811
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,900	8,713	△11,018	△14,088	△4,630
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△642	△1,144	△4,355	△643	△1,180
現金及び現金同等物の中 間期末（期末）残高	百万円	24,301	28,806	31,572	32,728	30,757
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,583 〔604〕	1,574 〔566〕	1,510 〔542〕	1,548 〔598〕	1,491 〔558〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

5. 平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6. 平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成23年3月	平成24年3月
経常収益	百万円	17,835	19,872	20,586	35,875	38,192
経常利益又は経常損失(△)	百万円	△991	5,741	5,248	2,443	7,006
中間純利益	百万円	3,100	4,114	4,033	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,025	7,382
資本金	百万円	38,653	38,653	38,653	38,653	38,653
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		303,275	303,752	303,752	303,275	303,752
		第一種優先株式	第一種優先株式	第一種優先株式	第一種優先株式	第一種優先株式
		1,440	1,430	1,430	1,440	1,430
第二種優先株式	第二種優先株式	第二種優先株式	第二種優先株式	第二種優先株式	第二種優先株式	
175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	
純資産額	百万円	84,115	88,676	98,524	84,560	94,586
総資産額	百万円	1,753,540	1,787,771	1,866,138	1,778,192	1,829,114
預金残高	百万円	1,616,263	1,659,767	1,721,897	1,631,094	1,674,013
貸出金残高	百万円	1,216,629	1,245,209	1,259,742	1,229,347	1,249,949
有価証券残高	百万円	463,917	467,398	499,085	476,576	482,253
1株当たり中間純利益金額	円	10.23	13.57	13.33	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	17.30	21.91
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	3.31	5.62	5.03	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	6.65	9.97
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式	普通株式
		—	—	—	1	2
		—	—	—	第一種優先株式	第一種優先株式
—	—	—	125	125		
—	—	—	第二種優先株式	第二種優先株式		
—	—	—	3.464	3.24		
自己資本比率	%	4.79	4.95	5.27	4.75	5.16
単体自己資本比率(国内基準)	%	9.33	9.57	9.70	9.31	9.84
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,485 〔585〕	1,489 〔550〕	1,462 〔528〕	1,455 〔580〕	1,440 〔543〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計ー(中間)期末新株予約権を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

4. 平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。
5. 平成22年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成23年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事項の発生及び重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、復興需要とエコカー補助金制度等の景気刺激策などによる堅調な内需が足元で景気をけん引し、緩やかな回復経路にありました。

当行の営業区域内の景気動向は、輸送用機械が北米市場向け輸出を中心に増加が続き、また、個人消費の底堅い動きが続いたことなどにより緩やかに持ち直しつつありました。しかし、欧州がマイナス成長に陥り、新興国など海外経済の減速や円高の長期化に対する懸念が強まっている等世界経済の先行きに不透明感が増しており、景気の先行きに警戒感が広がっております。

このような経済状況のもと当行は、地域密着型金融の取組みを徹底し、ビジネスマッチングなどの販路拡大支援や成長分野事業支援、海外進出等支援などのお客さま支援活動により、お客さまの本業支援を積極的に展開するとともに、中小企業の皆様等への円滑な資金供給や経営改善支援等、コンサルティング機能の発揮に努め、地域とお客さまの発展のため全役職員が一丸となり取り組んでまいりました。

当第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日)の連結経営成績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利回りが低下しましたが、貸出金残高が順調に増加したことや、有価証券運用が堅調に推移したことなどにより、前年同期比6億61百万円増加の224億65百万円となりました。

経常費用は、預金利息などの資金調達費用や物件費等が減少しましたが、与信関連費用の増加等により、前年同期比10億73百万円増加し170億40百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、前年同期比4億11百万円減少し54億25百万円となり、中間純利益は、前年同期比93百万円減少の41億39百万円となりました。

セグメント利益は、「銀行業」が前年同期比5億83百万円減少し、51億62百万円となりました。「リース業」は前年同期比50百万円増加し、1億39百万円となりました。「その他」においては前年同期比16百万円増加し、1億47百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の連結財政状態は以下のとおりとなりました。

預金は、安定した預金の吸収に努めた結果、法人・個人ともに順調に増加し、前年同期末比604億円増加の1兆7,141億円となりました。

貸出金は、地域密着型金融を促進し、地域の中小企業等への円滑な資金供給に努めた結果、前年同期末比134億円増加の1兆2,555億円となりました。

有価証券は、市場動向を注視しつつ債券中心の運用に努めた結果、前年同期末比316億円増加し4,925億円となりました。

総資産は、前年同期末比774億円増加の1兆8,623億円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支の合計（相殺消去後）は、前年同期比8百万円増加して151億51百万円となりました。部門別では、国内業務部門が141億33百万円、国際業務部門が10億2百万円となりました。

役務取引等収支の合計（相殺消去後）は、前年同期比21百万円減少して9億35百万円となりました。部門別では、国内業務部門が9億27百万円、国際業務部門が17百万円となりました。

その他業務収支の合計（相殺消去後）は、前年同期比5億38百万円減少して△3億47百万円となりました。部門別では、国内業務部門が2億89百万円、国際業務部門が△6億36百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,302	877	36	15,143
	当第2四半期連結累計期間	14,133	1,002	△15	15,151
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	15,087	922	156	15,853
	当第2四半期連結累計期間	14,760	1,040	105	15,695
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	784	44	119	710
	当第2四半期連結累計期間	626	38	121	543
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	944	22	10	956
	当第2四半期連結累計期間	927	17	10	935
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,542	35	97	2,479
	当第2四半期連結累計期間	2,779	29	97	2,711
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,597	12	87	1,522
	当第2四半期連結累計期間	1,851	11	86	1,776
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	136	54	—	190
	当第2四半期連結累計期間	289	△636	—	△347
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	149	54	—	203
	当第2四半期連結累計期間	289	42	—	332
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	12	—	—	12
	当第2四半期連結累計期間	0	679	—	679

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（前第2四半期連結累計期間43百万円、当第2四半期連結累計期間36百万円）が含まれております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益の合計（相殺消去後）は、前年同期比2億32百万円増加して27億11百万円となりました。部門別では、国内業務部門が27億79百万円、国際業務部門が29百万円となりました。

役務取引等費用の合計（相殺消去後）は、前年同期比2億53百万円増加して17億76百万円となりました。部門別では国内業務部門が18億51百万円、国際業務部門が11百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,542	35	97	2,479
	当第2四半期連結累計期間	2,779	29	97	2,711
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	683	—	—	683
	当第2四半期連結累計期間	1,029	—	—	1,029
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	685	35	1	719
	当第2四半期連結累計期間	665	29	1	693
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	426	—	—	426
	当第2四半期連結累計期間	355	—	—	355
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	347	—	—	347
	当第2四半期連結累計期間	333	—	—	333
うち貸金庫・保護預り業務	前第2四半期連結累計期間	21	—	—	21
	当第2四半期連結累計期間	20	—	—	20
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	193	—	83	109
	当第2四半期連結累計期間	187	—	83	103
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,597	12	87	1,522
	当第2四半期連結累計期間	1,851	11	86	1,776
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	155	12	1	166
	当第2四半期連結累計期間	155	11	1	165

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,654,160	5,607	6,109	1,653,657
	当第2四半期連結会計期間	1,716,641	5,256	7,749	1,714,147
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	665,255	—	4,309	660,945
	当第2四半期連結会計期間	707,151	—	5,949	701,202
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	976,233	—	1,800	974,433
	当第2四半期連結会計期間	997,671	—	1,800	995,871
うちその他	前第2四半期連結会計期間	12,671	5,607	—	18,278
	当第2四半期連結会計期間	11,818	5,256	—	17,074
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,654,160	5,607	6,109	1,653,657
	当第2四半期連結会計期間	1,716,641	5,256	7,749	1,714,147

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,242,055	100.00	1,255,546	100.00
製造業	173,566	13.97	171,267	13.64
農業, 林業	1,134	0.09	1,184	0.09
漁業	140	0.02	142	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	129	0.02	110	0.01
建設業	72,214	5.81	76,097	6.06
電気・ガス・熱供給・水道業	1,414	0.11	1,446	0.12
情報通信業	4,100	0.33	3,974	0.32
運輸業, 郵便業	32,182	2.59	31,811	2.53
卸売業, 小売業	91,002	7.33	97,489	7.76
金融業, 保険業	52,696	4.24	50,621	4.03
不動産業, 物品賃貸業	203,548	16.39	188,216	14.99
各種サービス業	138,121	11.12	138,437	11.03
地方公共団体	102,496	8.25	126,044	10.04
その他	369,304	29.73	368,701	29.37
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
合計	1,242,055	—	1,255,546	—

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより161億円79百万円となり、前年同期比276億80百万円増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などにより△110億18百万円となり、前年同期比197億31百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済による支出などにより△43億55百万円となり、前年同期比32億10百万円減少しました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物の期末残高は、前年同期末比27億66百万円増加の315億72百万円となりました。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	16,049	15,471	△578
経費 (除く臨時処理分)	10,666	10,627	△38
人件費	6,092	6,213	120
物件費	3,937	3,797	△140
税金	635	617	△18
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	5,383	4,843	△539
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	5,383	4,843	△539
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	5,383	4,843	△539
うち債券関係損益	145	△390	△536
臨時損益	358	405	47
株式等関係損益	△191	△0	191
不良債権処理額	609	1,376	767
貸出金償却	581	641	59
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
偶発損失引当金繰入額	27	—	△27
債権売却損	—	735	735
貸倒引当金戻入益	864	1,236	371
偶発損失引当金戻入益	—	63	63
償却債権取立益	285	474	189
その他臨時損益	8	6	△1
経常利益	5,741	5,248	△492
特別損益	△6	△3	3
うち固定資産処分損益	△6	△3	3
税引前中間純利益	5,734	5,245	△489
法人税、住民税及び事業税	1,739	1,220	△518
法人税等調整額	△119	△8	111
法人税等合計	1,619	1,211	△407
中間純利益	4,114	4,033	△81

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.74	1.66	△0.08
(イ) 貸出金利回	1.92	1.87	△0.05
(ロ) 有価証券利回	1.54	1.56	0.02
(2) 資金調達原価 ②	1.34	1.28	△0.06
(イ) 預金等利回	0.07	0.05	△0.02
(ロ) 外部負債利回	1.36	0.95	△0.41
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.40	0.38	△0.02

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

## 3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	12.40	10.01	△2.39
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	12.40	10.01	△2.39
業務純益ベース	12.40	10.01	△2.39
中間純利益ベース	9.47	8.33	△1.14

(注) 期首純資産の部と期末純資産の部の平均により算出しております。

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	1,659,767	1,721,897	62,129
預金（平残）	1,657,251	1,694,820	37,568
貸出金（末残）	1,245,209	1,259,742	14,532
貸出金（平残）	1,221,106	1,234,195	13,088

## (2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,356,389	1,392,967	36,578
法人	303,378	328,929	25,551
計	1,659,767	1,721,897	62,129

(注) 譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	329,677	331,506	1,828
その他ローン残高	16,850	16,821	△29
計	346,528	348,327	1,799

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	980,704	1,000,734	20,030
総貸出金残高	② 百万円	1,245,209	1,259,742	14,532
中小企業等貸出金比率	①/② %	78.75	79.43	0.68
中小企業等貸出先件数	③ 件	60,871	60,075	△796
総貸出先件数	④ 件	61,046	60,244	△802
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.71	99.71	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	6	5	9	27
保証	991	4,505	899	4,331
計	997	4,511	908	4,358

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	31,190	31,184
	利益剰余金	12,575	19,027
	自己株式（△）	144	167
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	16
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	46	78
	連結子法人等の少数株主持分	100	1,139
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	計 (A)	82,421	89,898
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,666	2,538
	一般貸倒引当金	4,543	5,740

項目		平成23年 9 月 30 日	平成24年 9 月 30 日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
	負債性資本調達手段等	4,000	—
	うち永久劣後債務 (注) 2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注) 3	4,000	—
	計	11,210	8,278
	うち自己資本への算入額 (B)	11,210	8,278
控除項目	控除項目 (注) 4 (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	93,632	98,177
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	894,824	915,236
	オフ・バランス取引等項目	17,617	15,869
	信用リスク・アセットの額 (E)	912,441	931,105
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) ( (G) / 8%)	55,779	58,545
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,462	4,683
	計 (E) + (F) (H)	968,220	989,651
連結自己資本比率 (国内基準) = D / H × 100 (%)		9.67	9.92
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.51	9.08

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年 9月30日	平成24年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	17,500	17,500
	その他資本剰余金	13,690	13,684
	利益準備金	346	616
	その他利益剰余金	11,917	17,782
	その他	—	—
	自己株式（△）	144	167
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	46	78
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	計 (A)	82,009	88,147
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,666	2,538
	一般貸倒引当金	4,238	5,673
	負債性資本調達手段等	4,000	—
	うち永久劣後債務（注）2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	4,000	—
	計	10,905	8,211
	うち自己資本への算入額 (B)	10,905	8,211
控除項目	控除項目（注）4 (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	92,914	96,359

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	898,922	919,967
	オフ・バランス取引等項目	16,912	15,869
	信用リスク・アセットの額 (E)	915,834	935,837
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) ( (G) / 8%)	54,678	57,502
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,374	4,600
	計 (E) + (F) (H)	970,513	993,339
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100 (%)		9.57	9.70
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.45	8.87

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	94	81
危険債権	559	444
要管理債権	101	69
正常債権	11,768	12,067

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,218,000,000
第一種優先株式	5,000,000
第二種優先株式	200,000,000
計	1,218,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月16日) (注)1	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	303,752,068	303,752,068	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当行における 標準となる株式 単元株式数1,000株
第一種優先株式 (行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等)	1,430,000	1,430,000	—	(注)2、3、4、 6、7
第二種優先株式 (行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等)	175,000,000	175,000,000	—	(注)2、3、5、 6、7
計	480,182,068	480,182,068	—	—

(注) 1. 提出日現在の普通株式発行数には、平成24年11月1日から四半期報告書を提出する日までに第一種優先株式及び第二種優先株式の取得と引換えにより交付した普通株式数の増加は含まれておりません。

2. 以下の株式は、当行普通株式の交付と引換えに、当該株式の取得を請求することができます。

なお、当行株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価格が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合は、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

##### 第一種優先株式

修正の基準：5連続取引日の東京証券取引所における毎日の終値の平均値の92%

修正の頻度：1ヶ月に1回

取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限：105円（提出日現在）

##### 第二種優先株式

修正の基準：30連続取引日の東京証券取引所における毎日の終値の平均値

修正の頻度：1ヶ月に1回

取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限：42円（提出日現在）

3. 第一種優先株式及び第二種優先株式については、当行は、規定の条件に基づき取得することができます。

4. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 剰余金の配当

① 当行は、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対しては剰余金の配当を行わない。ただし、平成21年3月31日に終了する事業年度より、当該事業年度中に、株式会社東京証券取引所において、当行の普通株式（以下「当行普通株式」という。）の普通取引の終値が(5)④に規定する下限交付価額を下回る取引日

(以下に定義する)が100日に達した場合、当行定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株主および本優先登録株式質権者に対し、当行普通株式を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、125円の当該事業年度に関する剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。本要項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日で、当行普通株式の普通取引の終値の公表された日をいう。

- ②ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- ④当行は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、当行の定款第39条に定める中間配当を行わない。

## (2) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行普通株主または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

## (3) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## (4) 株式の併合または分割および無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。当行は、本優先株主に対して、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。当行は、本優先株主に対して、株式無償割当または新株予約権無償割当は行わない。

## (5) 取得請求権

本優先株主は、当行に対し、以下の各号に従い、当行普通株式の交付と引換えに、本優先株式の取得を請求することができる。

### ① 本優先株式の取得を請求することができる期間

平成19年8月13日から平成29年6月29日

### ② 本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類および数の算定方法

本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当行普通株式の数は、優先株式1株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。

交付すべき当行普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

### ③ 当初交付価額

当初交付価額は、平成19年7月27日から3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額とする。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

### ④ 交付価額の修正

交付価額は、本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)に、決定日まで(当日を含む)の直前の5連続取引日(ただし、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額に修正され、決定日の翌取引日より適用される。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。かかる計算で修正された交付価額を以下「修正後交付価額」という。

ただし、かかる算出の結果、修正後交付価額が当初交付価額の50%相当額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)⑤乃至⑨による調整を受ける。以下「下限交付価額」という。)を下回る場合には、修正後交付価額は下限交付価額とし、当初交付価額の200%相当額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)⑤乃至⑨による調整を受ける。以下「上限交付価額」という。)を上回る場合には、上限交付価額とする。

### ⑤ 交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、(5)⑥に掲げる各事由により当行の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

⑥交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)(5)⑧(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当行普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ii)株式分割または無償割当により当行普通株式を発行する場合

調整後の交付価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当行普通株式の無償割当について当行普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当行普通株式の無償割当をする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(iii)(5)⑧(ii)に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当の場合を含む。）または(5)⑧(ii)に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当初の条件で請求または行使されて当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当の場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(iv)当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券若しくは権利（⑥(iv)において、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）の当初発行条件に従って当行普通株式1株あたりの対価（⑥(iv)において、以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（⑥乃至⑨と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等がなされた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（⑥(iv)において、以下「修正日」という。）における(5)⑧(ii)に定める時価を下回る価額になる場合

ア. 当該取得請求権付株式等に関し、⑥(iii)による交付価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の交付価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして⑥(iii)の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

イ. 当該取得請求権付株式等に関し、⑥(iii)または上記アによる交付価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の交付価額は、当該超過株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の交付価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

なお、ここで完全希薄化後普通株式数とは、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該交付価額の調整以前に、⑥乃至⑨に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該交付価額の調整において本号ならびに次号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

(v) ⑥(iii)および(iv)における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

(vi) ⑥(i)乃至(iv)の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときは、⑥(i)乃至(iv)にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本優先株式の取得請求権を行使した本優先株主に対しては、調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式数}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切捨てる。

⑦ 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満にとどまる限りは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合は、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

⑧ (i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

(ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

(iii) 交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除した数とする。また、(5)⑥(ii)の基準日における当行の有する当行普通株式に割当てられる当行普通株式数を含まないものとする。

⑨ (5)⑥の交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な交付価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、資本の減少、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために交付価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当行の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑩ (5)④乃至⑨に定めるところにより交付価額の修正または調整を行うときは、当行はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の交付価額、修正後または調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本優先株主に通知する。

⑪ 取得請求受付場所

日本証券代行株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

⑫ 取得請求権の行使の方法

(i) 本優先株式の取得請求受付事務は、(5)⑩に定める取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(ii) 本優先株式の取得請求をしようとするときは、当行の定める取得請求書（以下「取得請求書」という。）に、取得請求権を行う日等を記載して、これに記名捺印した上、当該本優先株式を添えて取得請求可能期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。

ただし、本優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。

(iii) 取得請求受付場所に対し取得請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(iv) 本優先株式の取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部（以下「書類等」という。）が取得請求受付場所に到着した日または本優先株式の取得請求を行う日として取得請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

#### ⑬株券の交付方法

当行は、本優先株式の取得請求の効力発生日後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

#### (6) 一斉取得

当行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった本優先株式を、平成29年6月30日（以下「一斉取得日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、平均値が下限交付価額を下回るときは、当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。一斉取得日に先立つ45取引日目で、(5)⑤乃至⑨で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、本要項に従い当行取締役会が適当と判断する値に調整される。

#### (7) その他

① 上記の他、本優先株式の発行に関して必要な事項は当行代表取締役頭取に一任する。

② 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講ずる。

③ 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

④ 単元株式数は1,000株であります。

#### 5. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 第二種優先配当金

###### ① 第二種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された当行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された当行の第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。）を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当率（以下「第二種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）（以下「第二種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して(2)に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

###### ② 第二種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第二種優先配当率

第二種優先配当率＝初年度第二種優先配当金÷第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第二種優先配当金」とは、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第二種優先株式の発行決議日を第二種優先配当率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当率

第二種優先配当率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第二種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第二種優先配当率は8%とする。

#### ③非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### ④非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (2)第二種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。

### (3)残余財産の分配

#### ①残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### ②非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

#### ③経過第二種優先配当金相当額

第二種優先株式1株当たりの経過第二種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第二種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (4) 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

#### (5) 普通株式を対価とする取得請求権

##### ①取得請求権

第二種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。

##### ②取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から平成36年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

##### ③取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

##### ④当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

##### ⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記30連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

##### ⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

##### ⑦下限取得価額

下限取得価額は42円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

##### ⑧取得価額の調整

(i) 第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ア. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当の場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当の場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当を受ける権利を与えるため若しくは無償割当のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

イ. 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

ウ. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記(iv)に定義する意味を有する。以下本ウ.、下記エ. およびオ. ならびに下記(iii)エ. において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当の場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当を受ける権利を与えるため若しくは無償割当のための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当の場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

エ. 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本(i)または(ii)と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記ウ. または本エ. による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ. または本エ. による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記ウ. または本エ. による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ. または本エ. による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記ウ. または本エ. による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

オ. 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記ウ. またはエ. による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記(ⅴ)に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本オ. による調整は行わない。

カ. 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

キ. 上記ア. ないしカ. にかかわらず、第一種優先株式の交付価額が修正され、またはその一斉取得に際して一斉取得価額が決定される場合については、本⑧による取得価額の調整は行わない。

(ii) 上記(i)ア. ないしキ. に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

(iii) ア. 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

イ. 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

ウ. 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記(i)ア. ないしウ. に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記(i)および(ii)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式数であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記(i)エ. (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(i)エ. (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記(i)ウ. またはエ. に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

エ. 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記(i)ア. の場合には、当該払込金額（無償割当の場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記(i)

イ. およびカ. の場合には0円、上記(i)ウ. ないしオ. の場合には価額（ただし、エ. の場合は修正価額）とする。

(iv) 上記(i)ウ. ないしオ. および上記(iii)エ. において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

(ⅴ) 上記(i)オ. において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(iii)ウ. に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

(vi) 上記(i)ア. ないしウ. において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(i)ア. ないしウ. の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(vii) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### ⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合（第一種優先株式および第二種優先株式の相互の取得価額調整の結果、完全希薄化後普通株式数が発行可能株式総数を超過することになる場合を含むが、これに限られない。）には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### ⑩取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号  
日本証券代行株式会社

#### ⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

### (6) 金銭を対価とする取得条項

#### ①金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

#### ②取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、(3)③に定める経過第二種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第二種優先配当金相当額を計算する。

### (7) 普通株式を対価とする取得条項

#### ①普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第二種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を、下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### ②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

### (8) 株式の分割または併合および株式無償割当

#### ①分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

#### ②株式無償割当

当行は、株式無償割当を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当を、同時に同一の割合で行う。

### (9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10)その他

- ①上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
- ②会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- ③単元株式数は1,000株であります。

6. 第一種優先株式及び第二種優先株式の株主と当行との間に、権利の行使に関する事項及び株券の売買に関する取決めはありません。

7. 株式の種類による議決権の差異

第一種優先株式及び第二種優先株式の株主は、当行が残余財産を分配するときには当行普通株主に先立ち残余財産を分配されることから、株主総会において議決権を有しません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月26日
新株予約権の数	6,580個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	658,000株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月4日 至 平成49年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 61円 資本組入額 31円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式の分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注)4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、当該取締役または執行役員に割り当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（1か月未満は1か月とする）を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については、1個未満の端数は切り捨てとする。

- (5) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- ①新株予約権者が、法令（会社法第331条第1項第3号または第4号を含むが、これに限られない。）または当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合
  - ②新株予約権者が当行取締役または執行役員を解任された場合
  - ③新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（注）4（6）①記載の資本金等増加限度額から上記（注）4（6）①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
前記（注）3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
  - ①再編対象会社は、以下のA. からE. の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
    - A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）
    - B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
    - C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）
    - D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①第一種優先株式

該当事項なし

②第二種優先株式

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	—	普通株式 303,752 第一種優先株式 1,430 第二種優先株式 175,000	—	38,653,769	—	17,500,000

## (6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	175,000	36.44
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号	15,127	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,123	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,247	2.96
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	11,561	2.40
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,165	1.28
株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号 ユニマツ ト青山ビル	5,370	1.11
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	3,941	0.82
株式会社ヤマト	群馬県前橋市古市町118番地	3,512	0.73
日本アジアホールディングズ株式 会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船 ビル5F	3,249	0.67
計	—————	253,297	52.75

(注) 当第2四半期会計期間末現在における、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の信託業務の株式数については、当社として把握しておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号	15,127	5.03
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,123	5.02
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	14,247	4.73
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	11,561	3.84
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,165	2.05
株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号 ユニマツ ト青山ビル	5,370	1.78
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	3,941	1.31
株式会社ヤマト	群馬県前橋市古市町118番地	3,512	1.16
日本アジアホールディングズ株式 会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船 ビル5F	3,249	1.08
小倉クラッチ株式会社	群馬県桐生市相生町二丁目678番地	3,040	1.01
計	—————	81,335	27.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 1,430,000 第二種優先株式 175,000,000	—	「1 株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」に 記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,308,000	—	権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他) (注)	普通株式 300,726,000	300,726	同上
単元未満株式	普通株式 1,718,068	—	同上
発行済株式総数	480,182,068	—	—
総株主の議決権	—	300,726	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社東和銀行	前橋市本町二丁目 12番6号	1,308,000	—	1,308,000	0.27
計	—	1,308,000	—	1,308,000	0.27

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※6 32,392	※6 33,311
コールローン及び買入手形	36,068	44,497
買入金銭債権	228	265
商品有価証券	4	9
有価証券	※6, ※10 475,729	※6, ※10 492,535
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 1,245,485	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 1,255,546
外国為替	※5 959	※5 1,128
その他資産	※6 13,260	※6 12,712
有形固定資産	※8, ※9 25,380	※8, ※9 25,274
無形固定資産	905	859
繰延税金資産	4,695	3,812
支払承諾見返	4,555	4,358
貸倒引当金	△14,635	△11,956
資産の部合計	1,825,030	1,862,354
<b>負債の部</b>		
預金	※6 1,667,018	※6 1,714,147
借入金	※6 32,794	※6 13,117
外国為替	62	22
その他負債	8,487	13,931
賞与引当金	376	309
退職給付引当金	12,601	12,349
役員退職慰労引当金	34	18
睡眠預金払戻損失引当金	282	286
偶発損失引当金	565	502
繰延税金負債	16	10
再評価に係る繰延税金負債	※8 3,019	※8 3,019
支払承諾	4,555	4,358
負債の部合計	1,729,813	1,762,073
<b>純資産の部</b>		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	31,190	31,184
利益剰余金	16,238	19,027
自己株式	△180	△167
株主資本合計	85,902	88,698
その他有価証券評価差額金	6,518	7,744
土地再評価差額金	※8 2,621	※8 2,621
その他の包括利益累計額合計	9,139	10,365
新株予約権	66	78
少数株主持分	108	1,139
純資産の部合計	95,216	100,281
負債及び純資産の部合計	1,825,030	1,862,354

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
経常収益	21,804	22,465
資金運用収益	15,853	15,695
(うち貸出金利息)	11,803	11,579
(うち有価証券利息配当金)	3,901	4,024
役務取引等収益	2,479	2,711
その他業務収益	203	332
その他経常収益	*1 3,267	*1 3,725
経常費用	15,967	17,040
資金調達費用	710	543
(うち預金利息)	598	432
役務取引等費用	1,522	1,776
その他業務費用	12	679
営業経費	11,263	11,030
その他経常費用	*2 2,458	*2 3,009
経常利益	5,836	5,425
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	6	3
固定資産処分損	6	3
税金等調整前中間純利益	5,830	5,421
法人税、住民税及び事業税	1,743	1,259
法人税等調整額	△154	△17
法人税等合計	1,588	1,241
少数株主損益調整前中間純利益	4,242	4,179
少数株主利益	9	40
中間純利益	4,232	4,139

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4,242	4,179
その他の包括利益	1,118	1,216
その他有価証券評価差額金	1,118	1,216
中間包括利益	5,360	5,396
親会社株主に係る中間包括利益	5,352	5,365
少数株主に係る中間包括利益	8	30

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	38,653	38,653
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	38,653	38,653
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	31,205	31,190
当中間期変動額		
新株予約権の行使	△14	△5
当中間期変動額合計	△14	△5
当中間期末残高	31,190	31,184
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	9,432	16,238
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,088	△1,350
中間純利益	4,232	4,139
当中間期変動額合計	3,143	2,788
当中間期末残高	12,575	19,027
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△109	△180
当中間期変動額		
自己株式の取得	△56	△1
新株予約権の行使	21	13
当中間期変動額合計	△35	12
当中間期末残高	△144	△167
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	79,181	85,902
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,088	△1,350
中間純利益	4,232	4,139
自己株式の取得	△56	△1
新株予約権の行使	6	7
当中間期変動額合計	3,093	2,795
当中間期末残高	82,275	88,698

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	3,188	6,518
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,119	1,226
当中間期変動額合計	1,119	1,226
当中間期末残高	4,308	7,744
土地再評価差額金		
当期首残高	2,359	2,621
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,359	2,621
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,547	9,139
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,119	1,226
当中間期変動額合計	1,119	1,226
当中間期末残高	6,667	10,365
新株予約権		
当期首残高	28	66
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	18	12
当中間期変動額合計	18	12
当中間期末残高	46	78
少数株主持分		
当期首残高	91	108
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	8	1,030
当中間期変動額合計	8	1,030
当中間期末残高	100	1,139
純資産合計		
当期首残高	84,848	95,216
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,088	△1,350
中間純利益	4,232	4,139
自己株式の取得	△56	△1
新株予約権の行使	6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,146	2,268
当中間期変動額合計	4,239	5,064
当中間期末残高	89,088	100,281

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	5,830	5,421
減価償却費	627	583
貸倒引当金の増減(△)	△1,197	△2,679
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	△67
退職給付引当金の増減額(△は減少)	144	△251
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△23	△15
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△23	4
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	27	△63
資金運用収益	△15,853	△15,695
資金調達費用	710	543
有価証券関係損益(△)	45	391
為替差損益(△は益)	49	132
固定資産処分損益(△は益)	5	3
商品有価証券の純増(△)減	12	△4
貸出金の純増(△)減	△16,361	△10,060
預金の純増減(△)	28,562	47,129
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△22,784	△15,677
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△433	△103
コールローン等の純増(△)減	△7,723	△8,465
外国為替(資産)の純増(△)減	1,405	△168
外国為替(負債)の純増減(△)	△15	△39
資金運用による収入	15,919	15,673
資金調達による支出	△1,001	△731
その他	555	721
小計	△11,520	16,579
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	20	△399
営業活動によるキャッシュ・フロー	△11,500	16,179
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△35,781	△50,809
有価証券の売却による収入	17,591	17,687
有価証券の償還による収入	26,995	22,532
有形固定資産の取得による支出	△95	△318
無形固定資産の取得による支出	—	△109
有形固定資産の売却による収入	6	—
資産除去債務の履行による支出	△2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,713	△11,018
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△4,000
少数株主に対する株式の発行による収入	—	995
配当金の支払額	△1,088	△1,350
自己株式の取得による支出	△56	△1
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,144	△4,355
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	9
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,922	815
現金及び現金同等物の期首残高	32,728	30,757
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 28,806	※1 31,572

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 東和銀リース株式会社 東和カード株式会社 東和信用保証株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 5社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間  
(自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日)

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ2百万円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、それぞれ(4)①及び(4)②の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,191百万円（前連結会計年度末は14,924百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

当中間連結会計期間  
(自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日)

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。

(12) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	2,686百万円	2,048百万円
延滞債権額	59,248百万円	53,467百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権	－百万円	－百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	7,930百万円	6,985百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	69,866百万円	62,501百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	12,762百万円	12,090百万円

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	15百万円	15百万円
有価証券	83,790百万円	68,362百万円
その他資産	43百万円	43百万円
計	83,849百万円	68,421百万円
担保資産に対応する債務		
預金	15,335百万円	16,908百万円
借入金	28,590百万円	12,917百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	78,901百万円	83,091百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	632百万円	632百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	123,212百万円	123,879百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	103,492百万円	97,894百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	9,471百万円	9,684百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	27,200百万円	27,270百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	770百万円	730百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	770百万円	貸倒引当金戻入益 1,285百万円
償却債権取立益	501百万円	償却債権取立益 612百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸出金償却	738百万円	貸出金償却 1,291百万円
株式等償却	150百万円	株式等償却 0百万円
債権売却損	17百万円	債権売却損 367百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	303,275	476	—	303,752	
第一種優先株式	1,440	—	10	1,430	(注) 2
第二種優先株式	175,000	—	—	175,000	
合計	479,715	476	10	480,182	
自己株式					
普通株式	483	614	93	1,004	(注) 1
第一種優先株式	—	10	10	—	(注) 2
第二種優先株式	—	—	—	—	
合計	483	624	103	1,004	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び平成23年7月29日取締役会決議に基づく取得によるものであります。また、減少は、新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 第一種優先株式の自己株式数の増加は、当中間連結会計期間末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式であり、発行済株式数及び自己株式数の減少は消却によるものです。また、取得した自己株式の取得原価は零であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	46	
合計			—	—	—	46	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	302	1	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	第一種優先株式	180	125	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	第二種優先株式	606	3.464	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし

当中間連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	303,752	—	—	303,752	
第一種優先株式	1,430	—	—	1,430	
第二種優先株式	175,000	—	—	175,000	
合 計	480,182	—	—	480,182	
自己株式					
普通株式	1,401	12	106	1,308	(注)
第一種優先株式	—	—	—	—	
第二種優先株式	—	—	—	—	
合 計	1,401	12	106	1,308	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は、新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年 度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—		78		
合 計			—		78		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	604	2	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第一種優先株式	178	125	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第二種優先株式	567	3.24	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金預け金勘定	30,727百万円	33,311百万円
定期預け金	△63百万円	△60百万円
その他	△1,857百万円	△1,678百万円
現金及び現金同等物	<u>28,806百万円</u>	<u>31,572百万円</u>

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	525	348	63	113
無形固定資産	—	—	—	—
合 計	525	348	63	113

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	525	361	63	100
無形固定資産	—	—	—	—
合 計	525	361	63	100

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	33	25
1年超	95	84
合計	129	110
リース資産減損勘定の残高	15	9

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(連結会計年度末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(連結会計年度末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(連結会計年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
支払リース料	19	19
リース資産減損勘定の取崩額	6	6
減価償却費相当額	12	12
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	90	89
1年超	575	531
合計	665	620

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	32,392	32,392	—
(2) コールローン及び買入手形	36,068	36,068	—
(3) 有価証券	474,343	476,123	1,780
満期保有目的の債券	73,952	75,732	1,780
その他有価証券	400,391	400,391	—
(4) 貸出金	1,245,485		
貸倒引当金(*)	△14,307		
	1,231,177	1,232,731	1,553
資産計	1,773,982	1,777,316	3,334
(1) 預金	1,667,018	1,668,099	1,081
(2) 借入金	32,794	32,794	—
負債計	1,699,812	1,700,893	1,081

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	33,311	33,311	—
(2) コールローン及び買入手形	44,497	44,497	—
(3) 有価証券	491,162	492,977	1,815
満期保有目的の債券	68,787	70,603	1,815
その他有価証券	422,374	422,374	—
(4) 貸出金	1,255,546		
貸倒引当金(*)	△11,696		
	1,243,850	1,246,465	2,615
資産計	1,812,821	1,817,251	4,430
(1) 預金	1,714,147	1,714,907	760
(2) 借入金	13,117	13,117	—
負債計	1,727,264	1,728,024	760

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

## (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と

近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、1年以内で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
①非上場株式（*1）（*2）	1,314	1,314
②出資証券（*3）	71	58
合 計	1,386	1,372

（\*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（\*2）前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（\*3）時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成24年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	33,460	34,308	848
	地方債	29,292	30,533	1,241
	社債	199	200	1
	その他	3,000	3,264	264
	小計	65,952	68,308	2,356
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	8,000	7,424	△575
	小計	8,000	7,424	△575
合計		73,952	75,732	1,780

当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	27,475	28,207	732
	地方債	28,927	30,224	1,297
	社債	199	200	0
	その他	6,185	6,650	464
	小計	62,787	65,283	2,495
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	6,000	5,319	△680
	小計	6,000	5,319	△680
合計		68,787	70,603	1,815

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	9,123	7,018	2,104
	債券	279,497	269,736	9,761
	国債	144,778	138,945	5,833
	地方債	50,808	48,307	2,500
	社債	83,910	82,483	1,426
	その他	69,513	68,608	904
	小計	358,134	345,363	12,770
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	3,687	4,296	△608
	債券	11,722	11,833	△110
	国債	—	—	—
	地方債	6,641	6,708	△67
	社債	5,081	5,125	△43
	その他	26,846	28,343	△1,497
	小計	42,257	44,474	△2,217
合計		400,391	389,837	10,553

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの	株式	6,753	5,726	1,026
	債券	286,359	273,586	12,773
	国債	141,768	134,963	6,804
	地方債	58,011	54,285	3,726
	社債	86,580	84,337	2,242
	その他	87,145	85,923	1,221
	小計	380,258	365,236	15,022
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの	株式	4,315	5,588	△1,273
	債券	9,652	9,740	△87
	国債	1,000	1,000	△0
	地方債	—	—	—
	社債	8,652	8,740	△87
	その他	28,147	29,145	△997
	小計	42,116	44,474	△2,358
合計		422,374	409,710	12,664

(金銭の信託関係)

該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
評価差額	10,553	12,664
その他有価証券	10,553	12,664
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	4,008	4,902
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,545	7,761
(△)少数株主持分相当額	27	17
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	—
その他有価証券評価差額金	6,518	7,744

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引はありますが、重要性が乏しいので記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
営業経費	24百万円	19百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の社外取締役を除く取締役3名、当社執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	当社普通株式 458,500株
付与日	平成23年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自平成23年8月13日 至平成48年8月12日
権利行使価格 (注) 2	1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	87.13円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の社外取締役を除く取締役3名、当社執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	当社普通株式 658,000株
付与日	平成24年8月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自平成24年8月4日 至平成49年8月3日
権利行使価格 (注) 2	1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	60.67円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	294百万円	296百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	－百万円
その他増減額(△は減少)	2百万円	2百万円
期末残高	296百万円	299百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開していることから、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

なお、「銀行業」には、当行及び債権回収等を行っている連結子会社を集約しております。

「銀行業」は、預金業務、融資業務、証券業務、為替業務を中心とした業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結 財務諸表 計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	19,746	1,643	21,389	456	21,845	△41	21,804
セグメント間の内部経常収益	215	132	348	308	656	△656	—
計	19,961	1,775	21,737	765	22,502	△698	21,804
セグメント利益	5,746	88	5,835	131	5,966	△129	5,836
セグメント資産	1,784,442	7,707	1,792,150	4,627	1,796,777	△11,832	1,784,944
セグメント負債	1,695,770	8,036	1,703,806	3,017	1,706,823	△10,967	1,695,856
その他の項目							
減価償却費	567	15	582	3	585	41	627
資金運用収益	15,920	1	15,922	44	15,966	△112	15,853
資金調達費用	711	67	778	7	786	△75	710
特別利益	—	0	0	—	0	—	0
特別損失	6	0	6	0	6	—	6
(固定資産処分損)	6	0	6	0	6	—	6
税金費用	1,620	0	1,620	4	1,624	△36	1,588
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	371	1	373	14	387	—	387

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、輸送業、信用保証業、クレジットカード業及びその他を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△129百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△11,832百万円は、当行の貸出金8,051百万円及び連結子会社の預け金2,782百万円の相殺消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△10,967百万円は、当行の預金2,782百万円及び連結子会社の借入金8,051百万円の相殺消去等であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結 財務諸表 計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	20,614	1,434	22,048	417	22,465	—	22,465
セグメント間の内部経常収益	100	131	232	163	395	△395	—
計	20,714	1,566	22,280	580	22,861	△395	22,465
セグメント利益	5,162	139	5,302	147	5,450	△25	5,425
セグメント資産	1,861,946	7,723	1,869,670	4,640	1,874,310	△11,956	1,862,354
セグメント負債	1,762,563	7,891	1,770,455	2,783	1,773,239	△11,166	1,762,073
その他の項目							
減価償却費	559	12	572	3	575	7	583
資金運用収益	15,731	1	15,733	30	15,763	△68	15,695
資金調達費用	557	65	622	5	628	△84	543
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	3	—	3	0	3	—	3
（固定資産処分損）	3	—	3	0	3	—	3
税金費用	1,212	0	1,212	37	1,250	△8	1,241
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	417	—	417	11	428	—	428

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、信用保証業、クレジットカード業及びその他を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△11,956百万円は、当行の貸出金7,813百万円及び連結子会社の預け金2,694百万円の相殺消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△11,166百万円は、当行の預金2,694百万円及び連結子会社の借入金7,813百万円の相殺消去等であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

**【関連情報】**

前中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する 経常収益	13,152	4,085	1,643	2,922	21,804

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する 経常収益	13,478	4,309	1,434	3,242	22,465

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項なし

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項なし

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項なし

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	円	172.46	188.17

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	95,216	100,281
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	43,070	43,367
優先株式の払込金額	百万円	42,150	42,150
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	745	—
新株予約権	百万円	66	78
少数株主持分	百万円	108	1,139
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	52,145	56,913
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	302,350	302,443

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	13.96	13.68
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	4,232	4,139
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	4,232	4,139
普通株式の期中平均株式数	千株	303,174	302,400
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	5.78	5.16
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	428,616	498,868
優先株式	千株	427,982	497,834
新株予約権	千株	633	1,033

(重要な後発事象)

該当事項なし

2【その他】

該当事項なし

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※7 32,342	※7 33,265
コールローン	36,068	44,497
買入金銭債権	228	265
商品有価証券	4	9
有価証券	※1, ※7, ※11 482,253	※1, ※7, ※11 499,085
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,249,949	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,259,742
外国為替	※6 959	※6 1,128
その他資産	5,095	4,753
その他の資産	※7 5,095	※7 4,753
有形固定資産	※9, ※10 25,009	※9, ※10 24,993
無形固定資産	887	844
繰延税金資産	4,856	3,964
支払承諾見返	4,555	4,358
貸倒引当金	△12,957	△10,515
投資損失引当金	△139	△253
資産の部合計	1,829,114	1,866,138
<b>負債の部</b>		
預金	※7 1,674,013	※7 1,721,897
借入金	※7 32,590	※7 12,917
外国為替	62	22
その他負債	6,499	12,002
未払法人税等	446	1,298
リース債務	844	786
資産除去債務	296	299
その他の負債	4,910	9,617
賞与引当金	368	297
退職給付引当金	12,546	12,300
役員退職慰労引当金	26	9
睡眠預金払戻損失引当金	282	286
偶発損失引当金	565	502
再評価に係る繰延税金負債	※9 3,019	※9 3,019
支払承諾	4,555	4,358
負債の部合計	1,734,528	1,767,614
<b>純資産の部</b>		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	31,190	31,184
資本準備金	17,500	17,500
その他資本剰余金	13,690	13,684
利益剰余金	15,715	18,398
利益準備金	346	616
その他利益剰余金	15,369	17,782
繰越利益剰余金	15,369	17,782
自己株式	△180	△167
株主資本合計	85,379	88,069
その他有価証券評価差額金	6,519	7,755
土地再評価差額金	※9 2,621	※9 2,621
評価・換算差額等合計	9,140	10,376
新株予約権	66	78
純資産の部合計	94,586	98,524
負債及び純資産の部合計	1,829,114	1,866,138

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
経常収益	19,872	20,586
資金運用収益	15,884	15,706
(うち貸出金利息)	11,799	11,595
(うち有価証券利息配当金)	3,937	4,020
役務取引等収益	2,205	2,439
その他業務収益	203	332
その他経常収益	※1 1,578	※1 2,107
経常費用	14,131	15,337
資金調達費用	711	557
(うち預金利息)	599	433
役務取引等費用	1,521	1,769
その他業務費用	12	679
営業経費	※2 11,008	※2 10,673
その他経常費用	※3 878	※3 1,657
経常利益	5,741	5,248
特別利益	—	—
特別損失	6	3
税引前中間純利益	5,734	5,245
法人税、住民税及び事業税	1,739	1,220
法人税等調整額	△119	△8
法人税等合計	1,619	1,211
中間純利益	4,114	4,033

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	38,653	38,653
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	38,653	38,653
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	17,500	17,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	17,500	17,500
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	13,705	13,690
当中間期変動額		
新株予約権の行使	△14	△5
当中間期変動額合計	△14	△5
当中間期末残高	13,690	13,684
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	31,205	31,190
当中間期変動額		
新株予約権の行使	△14	△5
当中間期変動額合計	△14	△5
当中間期末残高	31,190	31,184
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	128	346
当中間期変動額		
利益準備金の積立	217	270
当中間期変動額合計	217	270
当中間期末残高	346	616
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	9,109	15,369
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,088	△1,350
利益準備金の積立	△217	△270
中間純利益	4,114	4,033
当中間期変動額合計	2,808	2,412
当中間期末残高	11,917	17,782
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	9,237	15,715
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,088	△1,350
利益準備金の積立	—	—
中間純利益	4,114	4,033
当中間期変動額合計	3,025	2,683
当中間期末残高	12,263	18,398

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
自己株式		
当期首残高	△109	△180
当中間期変動額		
自己株式の取得	△56	△1
新株予約権の行使	21	13
当中間期変動額合計	△35	12
当中間期末残高	△144	△167
株主資本合計		
当期首残高	78,987	85,379
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,088	△1,350
中間純利益	4,114	4,033
自己株式の取得	△56	△1
新株予約権の行使	6	7
当中間期変動額合計	2,975	2,689
当中間期末残高	81,962	88,069
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,186	6,519
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,121	1,235
当中間期変動額合計	1,121	1,235
当中間期末残高	4,307	7,755
土地再評価差額金		
当期首残高	2,359	2,621
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,359	2,621
評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,545	9,140
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,121	1,235
当中間期変動額合計	1,121	1,235
当中間期末残高	6,667	10,376
新株予約権		
当期首残高	28	66
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	18	12
当中間期変動額合計	18	12
当中間期末残高	46	78

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	84,560	94,586
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,088	△1,350
中間純利益	4,114	4,033
自己株式の取得	△56	△1
新株予約権の行使	6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,139	1,247
当中間期変動額合計	4,115	3,937
当中間期末残高	88,676	98,524

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 その他 3年～20年</p> <p>（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）</p> <p>当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ2百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、それぞれ4. (1)及び4. (2)の方法により償却しております。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,850百万円（前事業年度末は8,680百万円）であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。 また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
株 式	7,960百万円	7,960百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	2,602百万円	1,989百万円
延滞債権額	55,927百万円	50,201百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	7,930百万円	6,985百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶

予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	66,460百万円	59,175百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	12,762百万円	12,090百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	15百万円	15百万円
有価証券	83,790百万円	68,362百万円
その他の資産	43百万円	43百万円
計	83,849百万円	68,421百万円
担保資産に対応する債務		
預金	15,335百万円	16,908百万円
借用金	28,590百万円	12,917百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	78,901百万円	83,091百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
保証金	606百万円	606百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	121,838百万円	122,532百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	103,492百万円	97,894百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	9,471百万円	9,684百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	26,568百万円	26,547百万円

※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	770百万円	730百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
貸倒引当金戻入益	864百万円	貸倒引当金戻入益	1,236百万円
償却債権取立益	285百万円	償却債権取立益	474百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
有形固定資産	397百万円	320百万円
無形固定資産	174百万円	152百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
貸出金償却	581百万円	貸出金償却	641百万円
株式等償却	150百万円	株式等償却	0百万円
債権売却損	－百万円	債権売却損	735百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自平成23年 4月 1日 至平成23年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	483	614	93	1,004	(注) 1
第一種優先株式	－	10	10	－	(注) 2
第二種優先株式	－	－	－	－	
合 計	483	624	103	1,004	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び平成23年 7月29日取締役会決議に基づく取得によるものであります。また、減少は、新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 第一種優先株式の自己株式数の増加は、当中間会計期間末までに取得請求に基づき取得した第一種優先株式の株式数であり、減少は消却によるものであります。また、取得した自己株式の取得原価は零であります。

当中間会計期間 (自平成24年 4月 1日 至平成24年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,401	12	106	1,308	(注)
第一種優先株式	－	－	－	－	
第二種優先株式	－	－	－	－	
合 計	1,401	12	106	1,308	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は、新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度 (平成24年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	988	804	63	121
無形固定資産	—	—	—	—
合 計	988	804	63	121

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間 (平成24年 9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	525	361	63	100
無形固定資産	—	—	—	—
合 計	525	361	63	100

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
1年内	41	25
1年超	95	84
合 計	137	110
リース資産減損勘定の残高	15	9

(注) 未経過リース料中間会計期間末 (事業年度末) 残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末 (事業年度末) 残高が有形固定資産の中間会計期間末 (事業年度末) 残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成23年 4月 1日 至平成23年 9月30日)	当中間会計期間 (自平成24年 4月 1日 至平成24年 9月30日)
支払リース料	61	27
リース資産減損勘定の取崩額	6	6
減価償却費相当額	55	20
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	90	89
1年超	575	531
合 計	665	620

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式7,960百万円、関連会社株式一百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,960百万円、関連会社株式一百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	294百万円	296百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	一百万円
その他増減額(△は減少)	2百万円	2百万円
期末残高	296百万円	299百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	13.57	13.33
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	4,114	4,033
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	4,114	4,033
普通株式の期中平均株式数	千株	303,174	302,400
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	5.62	5.03
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	428,616	498,868
優先株式	千株	427,982	497,834
新株予約権	千株	633	1,033

(重要な後発事象)

該当事項なし

4【その他】

該当事項なし

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月12日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 ⑨

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月12日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。